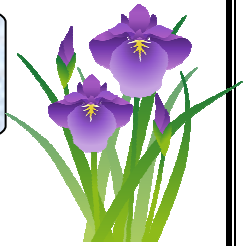


浜長保険センター安全だより

平成 30 年 5 月 10 日
浜長保険センター 第 18 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



風薫る5月、青空の下で鯉のぼりが勢いよく泳いでいます。
「目に青葉、山ほととぎす 初鯉」
毎日、お元気でご活躍のことと存じます。



道路交通法に関するQ&A

問1 自転車に速度制限があるのか？

A 結論：自転車も速度制限があります。

その根拠は、次のとおりです。

道路交通法第22条に「**車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を超える速度で進行してはならない。**」

○**車両**とは、「自動車、原動機付自転車、**軽車両**及びトロリーバスをいう」(道交法第2条第1項第8号)

○**軽車両**とは、「**自転車**、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつ、レールによらないで運転する車」(道交法第2条第1項第11号)

道路標識がない道路においては、**政令で定める最高速度を超える速度で進行してはならない**と規定しています。

政令とは、道路交通法施行令第11条をいい、その施行令には

○高速自動車国道の本線車道**以外の道路**を通行する場合は

(自動車)は60キロメートル (原動機付自転車)は30キロメートル

と定められており、自転車の速度制限が規定されていません。

参考：高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度

○100キロメートル～大型バス、中型バス、乗車定員10人以下、車両総重量8トン未満、最大積重量5トン未満、準中型自動車、普通自動車、大型・普通自動二輪車

○80キロメートル～前号以外の自動車

※ けん引する場合の最高速度は記載していません。



問2 自転車の運転者は、飲酒運転すれば処罰されるのか？

A 自転車はもちろん、全ての軽車両は、酒酔い運転をすれば処罰の対象となります。

ただし、政令酒気帯び運転であった場合は、処罰の対象から除かれています。

「**酒酔い運転**」とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者」であり、「**政令酒気帯び運転**」とは、「**道路交通法施行令第44条の3**」で定める数値(血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム、又は呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム)以上の酒気を身体に保有して車両等を運転した者」です。【罰則】**酒酔い～5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

酒酔いは、**政令数値以下であっても**、ふらついたり、少しの間、直立ができないなど酔っ払った状態を言います。これに対し、アルコールに強く、清酒3合飲んでも平気で、ふらつかず、直立できる状態であれば酒酔いではなく、酒気帯びになります。つまり、アルコールの量ではなく、危険な状態をいいます。

正常な運転ができない恐れがある酒酔い運転が危険であることは言うまでもありません。

政令数値以下であっても酒気を帯びていれば車両等の運転は禁止され、違反になります。

(道路交通法第65条第1項)